明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務五〇）　一
○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四七）　三
〔告　示〕
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通五七〇～五七六）　四
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同五七七）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認の失効をした件（同五七八、五七九）　四
○船舶安全法に基づく型式承認の失効をした件（同五八〇～五八二）　五
〔人事異動〕
法務省　九
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三六
会社その他
会社決算公告　三九
四二

省令

○総務省令第五十号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第七項第三号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十五日

総務大臣　石田　真敏

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
付表　各地帯の地域の明細表	付表　各地帯の地域の明細表
第一地帯	第一地帯
［略］	［同上］
第二地帯	第二地帯
［一　略］	［一　同上］
二　北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島	二　北アメリカ、中央アメリカ及び西インド諸島
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国
アメリカ合衆国の海外領土	アメリカ合衆国の海外領土
プエルト・リコ	プエルト・リコ
米領ヴァージン諸島	米領ヴァージン諸島
アンギラ	アンギラ
アンティグア・バーブーダ	アンティグア・バーブーダ
英領ヴァージン諸島	英領ヴァージン諸島
エルサルバドル	エルサルバドル
オランダ領アンティール及びアルバ	オランダ領アンティール及びアルバ
ガドループ	ガドループ
カナダ	カナダ
キューバ	キューバ
グアテマラ	グアテマラ
グレナダ	グレナダ
ケイマン諸島	ケイマン諸島
コスタリカ	コスタリカ